

**「第3次学校安全の推進に関する計画」を踏まえて
優先的に取り組むべき課題
(令和4年度会議の議論のまとめ)**

「学校事故対応に関する指針」の見直しについて

【学校事故対応に関する指針】

学校における事故の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校及び学校の設置者が適切な対応を図るため、文部科学省に設けられた有識者会議において検討を行い、平成28年3月に取りまとめられたもの。

<指針のポイント>

1. 事故発生の未然防止のための取組
2. 事故発生後の取組
3. 調査の実施 《基本調査》⇒（学校の設置者による詳細調査への判断）⇒《詳細調査》
4. 再発防止策の策定・実施
5. 被害児童生徒等の保護者への支援
6. 他の指針との関係



■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

Ⅱ4.（4）学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

事故等の発生後の被害者及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案や、児童生徒の死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることなど、事故対応指針の作成当初に想定していた取組が進んでいない状況にある。

このため、事故対応指針に沿った児童生徒の死亡事故等の発生に関する国への報告について、引き続き徹底を求めるとともに、学校管理下において発生した事故等の検証や再発防止に関する実効性を高めるため、事故対応指針の内容の改訂その他の必要な措置について、早期に検討を開始する。

■第1回・第2回会議における関連発言の概要

- ❑ 死亡事故等が起こった際、その児童生徒の元々の既往の問題や、保護者の意向により詳細調査を望まれない場合もある。交通事故等の場合も含め、事故の報告を求める対象を整理していく必要があるのではないか。
- ❑ 基本調査は、教員がやり方を知らない、あるいは基本調査を実際にどうやって何をすべきかがあまり認識されていないのではないか。基本調査のやり方がわかりやすいマニュアルのようなものを作ることも必要ではないか。
- ❑ 調査委員会の構成には、専門家の職種や専門性まで書かれていない。原因究明や予防策を検討するのに、例えば、施設とか設備系など、「こういう専門家の構成とする」といった言及が必要ではないか。
- ❑ 調査委員会の専門家とは何かについては詰めていく必要がある。それぞれの専門家が科学的に関わっていくような調査委員会の仕組みが必要ではないか。
- ❑ 「被害児童生徒の保護者への支援」も重要。被害児童生徒の保護者への支援の一つとして、事故対応等を支援するコーディネーターが、果たして機能しているのかなど今回の議論の中でもしっかり見ていきたい。
- ❑ 現場にいた教職員で、かなり深刻な被害を受けている教員等もいる。教員の支援も入れた対応指針というのが充実される必要があるのではないか。
- ❑ 調査するときには負担かかる。調査機関をつくるときは慎重な議論が必要。医療事故の場合は調査支援センターというのをつくっている。中立的にそういったセンターが調査したりとか、調査員の確保をしたりなど、医療事故調査の組織が参考になれば。
- ❑ 予防が直接的には難しいものも含まれている。予防策が今の時点ではなかなか立てにくいものもあると思うので事前に選定した上で、集中的に取り組む必要があるのではないか。新しく出てきたようなタイプとか、ちょっと原因が現時点ではすぐ分からないようなものを集中的に取り組むとか、少しそういう選定するための整理のフローというものを作れるといいのではないか。
- ❑ 詳細調査報告書の横断整理として、死亡事故の報告書を整理したものが出てるが、そういったものもエビデンスの1つだと思う。そういったものも見てから、関係者の方に話を伺うのも1つの方法としてあり、そういったことも踏まえて改訂に向けていければ。

■第1回・第2回会議における関連発言の概要

- 保育事故の方は政府で一元的に死亡事故情報を集約するシステムになっているが(※)、学校事故はそういうシステムがないために現場から報告が上がってこないのではないか。
※ 保育所・幼稚園・認定こども園等における死亡事故等は「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成27年2月16日府政共生96号、26初幼教第30号、雇児保発0216第1号)等に基づき内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった事故の情報について、内閣府において集約・データベース化・公表されている。
- 指針の運用や周知徹底の方が課題ではないか。再度、全国の都道府県や政令市あるいは市町村教育委員会学校の設置者宛てに指針に沿った対応をお願いしたいということを正式に依頼してはどうか。
- 報道等で重大事項があったにも関わらずこの指針に沿った対応がなされてない場合などは、国によるヒアリングを実施し、その要請に応じてもらうような仕組みも必要ではないか。
- 学校によっては指針に沿った対応ができてない話を聞くことがある。
- 事故対応指針を知らない教職員も多い。現職の教職員研修にこうした内容を標準化していくことが重要。教員養成段階に事故防止を必須科目として位置付け、時間をかけて定着を図ることも必要ではないか。
- 日本スポーツ振興センター(JSC)の災害共済給付システムにデータが集まるのであれば、調査対象とすべきものをプッシュ型で「これは調査すべき」という情報出すなど、データと連動した取組もできるのではないか。
- 三者性を保ちながらきちんと分析して、再発を防ぐための努力は必要。調査委員会を厚生労働省の「予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)」と連動させ、この事故は防げなかったのかどうなのかの調査委員会の設置はできないか。
- 事故を二重三重に防いでいくシステムを作っていく発想がないと、なかなか同じ案件が繰り返される問題は解決しない。そういう視点で調査をしたりアウトプットの対応策を考える必要があるのではないか。
- 事故が起こる前にやるべきこととして、弁護士に来ていただくなど事故対応が徹底できるよう研修の実施が必要ではないか。
- 死亡事故など一律というよりは、何かランクを区切って、こういったレベルであれば、国が一元的に扱うとか、それ以外は例えば設置者が都道府県単位ぐらいの所帯の形で調査委員会を設けるとか、何か少し工夫をした仕組みでないと現実的には調査体制を構築するのは非常に難しいのではないか。
- 重大事故等があった場合に、国がリーダーシップを発揮して事故調査委員会等を設置したほうがいい。後手になって対応が遅れてしまった経緯があるので、いち早くそういう組織を立ち上げられるようなことができたらいいい。
- 調査した結果をどう扱うか、どう広めて効果的にやっていくかというところも含めて検討していく必要があるのではないか。
- 事故対応指針ができた後に、それがうまく運用されているのか、あるいは、そこで何か新しい課題が出ているか、少しそういうエビデンスをちゃんと捉えてから、改訂するなりの方向に進むのではないか。

■第1回・第2回会議における関連発言の概要

- 調査委員会の設置は、学校・学校設置者単位で置くことになっているが、事務負担・財政負担の観点から難しい面もあり、調査委員会の調査能力にも限界がある。しっかりと調査委員会を機能させるためにも、例えば国において一元的に置いた方が、その調査の質を保たれるのではないか。
- (事故情報に係る) ミクロデータとマクロデータをうまく組み合わせて分析をしていく必要がある。仮説の検証や対策に関する様々なヒントや示唆が得られることから、ケーススタディにはミクロデータはとても重要である。一方、交通事故の分析において効果が見られているように、マクロデータは全体が見られるので、どんな事故が今増えているのか、なぜ起きているのか、ということなど、様々な検討ができる。ミクロ分析で得られた対策案についての仮説を立て、それはまたマクロで検証していくという形で、両者を組み合わせて学的に進めていく必要があるのではないか。
- データの分析については高い専門性が求められるので、外部の専門機関と連携したり、研究者に加わっていただくなどの形により専門性を確保する必要があるのではないか。
- 私立学校の対応も十分に踏まえて検討していく必要がある。(事故対応指針の議論だけでなく学校安全全般について)。 ※前回資料の内容面より記載箇所を変更しています。

A. 危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策について

■第1回・第2回会議における関連発言の概要

- 危機管理マニュアルは各学校において作成されてはいるものの、情報が古かったり、内容面に欠落している部分があったりするものもあるので、見直していくことが必要。
- 例えば危機管理マニュアルに基づいて避難訓練や点検を実施して、そこで明らかになった課題を見直していくというサイクルが重要ではないか。
- 地域全体で連携協働していく中で、学校の危機管理マニュアルや学校安全計画について学校運営協議会またはその活動の一環としての学校安全委員会の活動の中で効果的な見直しを検討していくことができるのではないか。
- 全ての危機管理マニュアルを見直すのはとても大変なので、訓練や点検とセットにすることで短時間で効率的に行うことができるのではないか。その際、例えば委員会活動の一環として実際に児童生徒が訓練に参加し、子供の視点から見直すことが重要。
- マニュアルの内容の更新に当たっては、情報の新しさだけでなく、「（その事象が）絶対起こる」という、いわば当事者意識のもとで行っていくべき。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

1. (3) 危機管理マニュアルに基づく取組の充実

国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。

B. 学校安全を推進するための組織体制の在り方について

■第1回・第2回会議における関連発言の概要

- 学校安全に係る知識や専門性は求められる基本的なレベルが上がってきており、教員養成や教員研修の在り方を見直す必要がある。例えばAEDを用いた救命方法などは消防や日本赤十字社などと連携して教員免許を目指す学生全員に救命実習を受けられる体制づくりも重要。
- 学校経営の中核に学校安全を位置づけ、校長自身が意識を持って研修に参加するとともに、学校安全を担う中核教員を育てて校長とともに進めていく体制づくりが必要。
- 学校安全に係る教員の専門性は大きな柱であり、全国の現職の教員研修における標準的な研修内容に位置付けていくべき。
- 学校安全の「中核を担う教職員」という表現以上に、例えば学校安全主任といった形で明確に位置付けるべきではないか（中教審安全部会の議論における意見）。
- 防災担当を学校組織に置く場合、1人ではなくチームで対応できるように、例えば既存の校務分掌を利用してそれをチームにするような組織体制が必要。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

1. （5）学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。

1. （6）教員養成における学校安全の学習の充実

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

C. 学校における安全教育の取組のさらなる充実について

■第1回・第2回会議における関連発言の概要

- 震災後生まれた子供たちの中には、被災地域であってももう震災は身近ではなくなっているという現状がある。災害イメージーションがない中で、質を伴った防災教育をどのように実施していくかが課題である。
- 子供主体の安全教育が浸透してきたが、良い実践事例がその学校だけで終わってしまっている。他の先生や学校にそのようなやり方が共有できるような仕組みが重要。
- 学校の中で発生しているヒヤリハット事案を共有して教職員の危機管理意識を高めることが有効な対策につながる。
- 子供たちも気づいて注意し合う、リスクコミュニケーションが自然に取り合えるような学校風土・安全文化を目指すべき。安全文化は意識しないと醸成されないため、例えば日常的なヒヤリハット収集などの環境づくりと日々の蓄積が重要である。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

3. (2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

国は、全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する。等

3. (3) 学校における教育手法の改善

国は、発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図る。また、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図る。等

D. 学校における安全点検の在り方について

■第1回・第2回・第3回会議における関連発言の概要

- 学校現場で行われている安全点検は、専門家ではない教員が、どのような視点で何を対象にどのような基準をもって判断していくのか等を明らかにし、点検の主体と内容をしっかりと分類して、無理のない形で行えるような仕組みを構築する必要がある。
- 安全点検の際に子供の視点を入れ、例えばGIGA端末を活用して校内のヒヤリハット事案を共有するといった取組は安全教育教材にもつながる。また、安全点検に警察や消防などの地域の関係機関の視点も盛り込むことで、安全点検の展開が期待できる。

消費者事故調査委員会報告書を受けた関連発言の概要

- マクロデータの活用など、子供の様子と環境との関係を観察してリスクを抽出していくことが必要。
- 法律に基づく行政が行う定期的な外部人材による専門的な点検と、教員が行う教育活動上での使用上の安全点検を整理。
- 安全点検の検討の幅に、危険な施設や設備が配置されないようにすることも視野に入れる。
- コミュニティ・スクール等の委員に知見を持った方に入っていただき、学校の安全点検に外部の視点を入れていく。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

4. (1) ①学校における安全点検に関する手法の改善

国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。

4. (1) ②学校設置者による点検・対策の実施

国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

E. 学校事故の予防に向けたデータの活用と施策の検証について

■第1回・第2回会議における関連発言の概要

- 毎年、スポーツ振興センターには災害共済給付事業と関連して学校事故に係る膨大なデータが集積されるが、これを活用して分析が十分になされていない。このデータ分析により、学校事故の予防につながられるよう、こども家庭庁への業務移管後も同庁との連携が重要。
- マクロデータ（災害共済給付のデータ）とマイクロデータ（個別の事件事例）の両方をうまく活用し、例えば専門家による学校事故総合分析センターのような専門機関を設置して科学的に分析していくことも有効ではないか。
- 実効性のある対策をしていくというところでは、データの活用と、予防策が介入したときの効果の評価の仕組み作りが重要。モデル校やモデル地域を決めてから効果を検証して、予算もつけて実施すべき。
- 事故情報を即座に全国的に共有したり、文部科学省からの注意喚起を確認できるようなシステムの整備も有効ではないか。

■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

3.（3）学校における教育手法の改善

安全教育についてはその効果の検証も重要であり、国は、安全教育の評価の在り方について検討を進める。

5.（1）②学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進

国は、学校管理下の事故等に関する情報発信を強化するとともに、的確なタイミングで事故情報等を学校設置者及び学校と共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進する。具体的には、日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図るとともに、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る。

5.（2）科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進

国は、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究を実施するなど、AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。